

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 移入禁止区域の解除
字の区域変更
- // 総合病院の名称承認
米穀小売販売業者丙の登録

告示

鳥取県告示第五百二十二号

昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十二号によるみ
つばち等についての移入禁止区域(鳥根県)の指定は、
昭和三十五年十一月一日限り解除する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十三号

区画整理の施行に伴ない、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九条第一項の規定により、倉吉市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、昭和三十三年十一月一日から施行する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

福光字北田六三五の内、福光字平田の道路の一部及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字屋敷に變更。

国分寺字大境一八六の内、福光字屋敷六一〇の内、福光字北田六三五の内、六三六の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字青木に變更。

福光字城ノ内五五三、五五三ノ一、五五三ノ二、五六八ノ二、五六九ノ二、五七〇、福光字青木六〇一の内、六〇二の内、六〇四の内、六〇九の内、福光字屋敷六一〇の内、六一一ノ二の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字平田に變更。

国分寺字江下マエ一九九ノ二の内、一九九ノ三の内、福光字江下前五一四、五一五、五一六ノ二、五一七ノ二、五一八ノ二、五二四、五二五、五二六、福光字城ノ内五五二ノ三、福光字平田五九九の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字西ノ原に変更。

国分寺字今倉境一三三の内、一三四の内、一三五の内、一三六の内、福光字北田六二二ノ一〇、六三二ノ二、六三二ノ三、六三四ノ一、六三四ノ二、六三五の内、六三八の内、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四五ノ一、六四五ノ二の内、六四六の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字今倉田に変更。

国分寺字雑シ七六の内、七九の内、八〇の内、八一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字下河原一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字再傍示に変更。

国分寺字下河原一の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字再傍示一の内、

一三の内、一四の内、一五ノ二の内、一六の内、一七の内、一八の内、国分寺字八反田七二ノ一の内、七二ノ二、国分寺字下前田九八の内、九九ノ一の内、一〇〇ノ一の内、一〇〇ノ二、一〇〇ノ三、一〇一ノ一、一〇一ノ二、一〇一ノ三、一〇一ノ四、国分寺字上前田一〇二ノ一の内、一〇三の内第一、一〇三ノ二、一〇三ノ三、一〇三ノ四の内、一〇三ノ五の内、国分寺字三反田一二九の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字河原毛田に変更。

国分寺字下河原八の内、九の内、一〇の内、一一の内、国分寺字下前田九四の内、九七の内、九八の内、九九ノ一の内、一〇〇ノ一の内、国分寺字上前田一〇四ノ三の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字八反田に変更。

国分寺字下河原六の内、七の内、八の内、国分寺字八反田七四の内、七五の内、国分寺字雑シ七六の内、七七、七七内第一の内、七八の内、七九の内、八九ノ二の内、九〇の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字下前田に変更。

国分寺字河原毛田六五内一の内、六六ノ内第一の内、国分寺字今倉境一三三の内、一三四の内、一三五の内、一三六の内、国分寺字上前田一二一の内、一二二の内、福光字北田六四五ノ二の内、六四六の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字三反田に変更。

国分寺字河原毛田六六ノ内第一の内、国分寺字三反田一二七ノ一の内、一二七ノ二の内、一二八の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字上前田に変更。

国分寺字今倉境一三六内第一の内、一三七、国分寺字西ノマヘ一三八、一三九、一四〇、一四一の内、国分寺字六反田一七八ノ一の内、一七九の内、一八〇ノ一の内、一八〇ノ二、一八〇ノ三の内、一八一、国分寺字大境一八六の内、国分寺字釜穴二一三ノ一の内、二

一三ノ二、二一四ノ一の内、二一四ノ二の内、福光字青木六〇三の内、六〇五の内、六〇六、六〇七の内、福光字北田六三五の内、六三六の内、六三八の内及び

これに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字廓に変更。

国分寺字三反田一二五の内、国分寺字今倉境一三五の内、一三六の内、一三六内第一の内、国分寺字西ノマヘ一四一の内、一四二、一四三、一四四、一四五、国分寺字釜穴二一四ノ一の内、二一四ノ二の内、二一五の内、国分寺字兵庫谷二二一ノ二、福光字北田六三八の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字六反田に変更。

国分寺字六反田一八〇ノ一の内、国分寺字嶋ノ掛一九一ノ二の内、一九二ノ一の内、一九二ノ二、一九三ノ一の内、一九三ノ二、一九四の内、福光字西ノ原五三二の内、五三八の内、五四〇ノ内第一の内、福光字青木六〇一の内、六〇二の内、六〇三の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字大境に変更。国分寺字嶋ノ掛一九四の内、国分寺字江下マエ二〇五の内、二〇六、二〇七、二〇八及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字釜穴に変更。

国分寺字大境一八二ノ二の内、一八三ノ二の内、国分寺字江下マエ二〇〇の内、二〇一の内、二〇二、二〇三、二〇四の内、二〇五の内、国分寺字釜穴二〇九、二一〇の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字嶋ノ掛に変更。

国分寺字嶋ノ掛一九一ノ一、一九一ノ二の内、一九二ノ一の内、一九六の内、一九七、一九八、国分寺字江下マエ一九九内第一、一九九ノ二の内、一九九ノ三の内、二〇〇の内、二〇一の内、二〇一内第一、二〇四の内、福光字西ノ原五二七の内、五三二の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字江下前に変更。

鳥取県告示第五百二十四号

区画整理の施行に伴ない地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条第一項の規定により、倉吉市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、昭和三十三年十一月一日から施行する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

国分寺字再傍示三二ノ二、三三ノ一、三四ノ一、三六ノ一、五二ノ一、五三、五四、五五、五六ノ一、五六ノ四、五六ノ六、福光字北田六七五の内、六七六ノ三の内、福光字東前六五六ノ一、六五六ノ三、六五七の内、六五八の内、国分寺字河原毛田五七ノ三、五七ノ四及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を国分寺字東前に変更。

国分寺字河原毛田道路の内、福光字東前六五六ノ二、六五七の内、六五八の内、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、福光字平田五八五の内、福光字城ノ前四〇五の内、福光字代田三九〇、三九一、三九二、三九三、三九七ノ二、三九八ノ一、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三ノ一の内、四〇三ノ二、四〇四の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字北田に変更。
福光字東前水路の一部を福光字平田に変更。

福光字代田四〇三ノ一の内、四〇四の内及びこれに伴なう道路水路等の国有地の全部を福光字城ノ前に変更。

鳥取県告示第五百二十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項の規定により、次の病院が総合病院と称することを承認した。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

厚生病院 倉吉市越殿町一、四〇八 中部厚生農業協同組合連合会 昭和三十五年十一月一日

鳥取県告示第五百二十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十二条の二第二項の規定により、昭和三十五年十月二十六日次の者に対し、小売販売業者丙の業者登録をした。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏 名 住 所 営業所の所在地
二〇 井筒 ひて子 岩美郡岩美町網代 岩美郡岩美町網代一一八ノ三